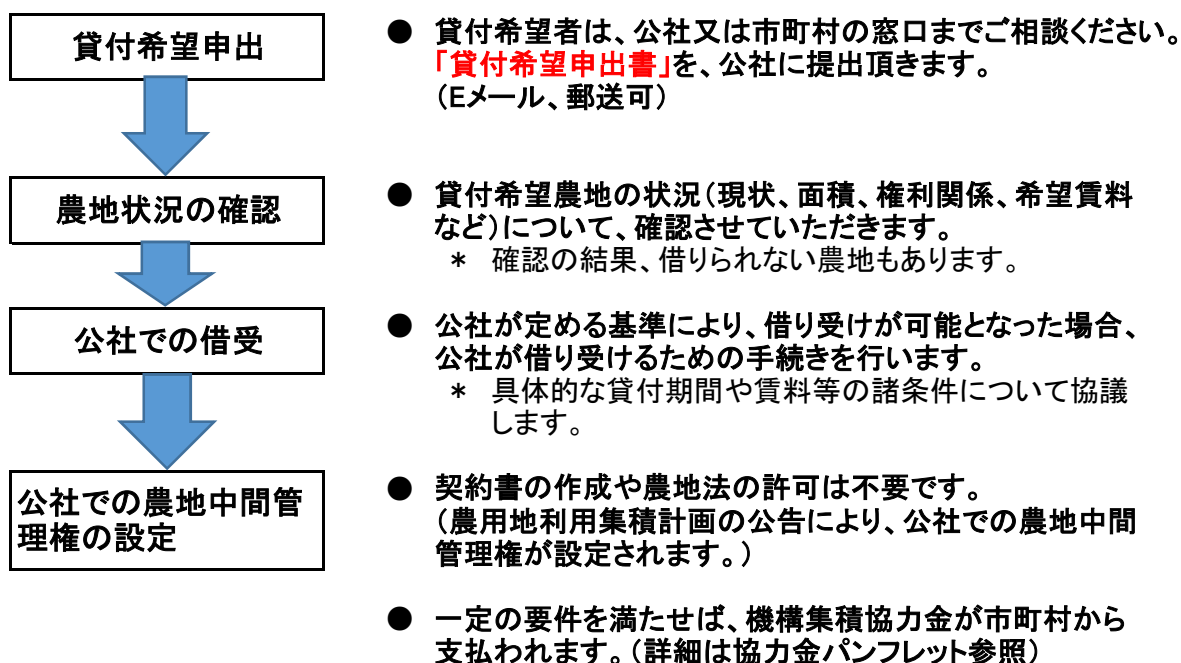


農地を貸したい方は

「高齢で農業をリタイヤしたい。」「農業後継者がいないので農地を貸したいが知らない人に貸すのは不安」「相続した農地があるけれど耕作できない」という方は農業公社にご相談ください。



☆ 農地を貸したい場合の留意事項

1 対象農地は

- ・公社が借り受けができる農地は、農業振興地域内の農地です。
- ・遊休農地で著しく利用が困難な農地や貸し付ける可能性が著しく低い農地などはお引き受けできません。
- ・公社が農地を借り受ける期間は、極力10年以上とします。

2 賃料の決定は

- ・農業委員会が情報提供する賃料水準(平均農地賃借料)を基本とします。

3 貸し付けの公社手数料は

- ・手数料はありません。

4 公社に貸した場合、贈与税、相続税の納税猶予は継続しますか

- ・一定の要件の下に継続することができます。具体的な手続きは農業委員会にご相談ください。

5 契約等の解除

- ・公社が農地を借受後、貸付先が見つからずに1年間が経過したとき
- ・災害その他の事由により農地の利用を継続することが著しく困難となったとき

◆お問合せ先◆

公益社団法人神奈川県農業公社
(農地中間管理機構)

電話 045-651-1703 (直通)